

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
 平成 31 年 1 月 1 日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 20 歳以上ですので、相続時精算課税^(注)を選択して申告します。
 (注) 制度の概要については、4 ページを参照してください。

提出用 税務署長 令和 01 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

住所 板橋区〇〇△丁目×番×号
 フリガナ オツサワ ハナコ
 氏名 乙沢 花子
 個人番号又は法人番号 〇〇△△△△××××××××××
 生年月日 3 6 1 . 0 8 . 2 8 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください)
 整理番号 補完 申告書提出年月日 財産細目コード
 短期処理訂正作成分数

第一表 (令和元年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分
 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
 住所 氏名 続柄 生年月日
 ii 一般贈与財産分
 住所 氏名 続柄 生年月日
 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①
 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②
 配偶者控除額(右の事実該当する場合には、...私に、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表提出用の裏面にご確認ください。

【合計欄】 暦年課税分(③の控除後の課税価格) (単位:円)
 暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②-③) ④
 基礎控除額 ⑤
 ⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥
 ⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します) ⑦
 外国税額の控除額 ⑧
 医療法人持分税額控除額 ⑨
 差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩
 相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑪
 相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑫

III 合計
 課税価格の合計額(①)+(②+③) ⑬
 差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫) ⑭
 農地等納税猶予税額 ⑮
 株式等納税猶予税額 ⑯
 特例株式等納税猶予税額 ⑰
 医療法人持分納税猶予税額 ⑱
 事業用資産納税猶予税額 ⑲
 申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳
 申告期限までに納付すべき税額の増加額(この申告書が修正申告書である場合) ㉑
 申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
 税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有
 通信日付印
 確認者印
 (資5-10-1-1-A4統一)(令元10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（105ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

令和 **01** 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用

第二表（令和元年分以降用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)		受贈者の氏名	乙沢 花子	
提出用 相続時精算課税	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	左の特定贈与者から取得した財産の明細		
	住所 豊島区〇〇△丁目△番△号	種類 細目 利用区分・銘柄等 土地 宅地 自用 86.50㎡ 300,000円	財産を取得した年月日 平成 令和 01年 07月 03日	
	フリガナ オツサマ ヨウコ	数量 単価 5,000株 290円	財産の価額 〇〇 25950000	
	氏名 乙沢 陽子	有価証券 上場株式等 〇〇株式会社 千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店	平成 令和 01年 10月 17日	
続柄 4 ← 父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1~4以外 5	生年月日 3 10 01 10 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇 14500000	
財産の価額の合計額（課税価格）	②3 〇〇 27400000			
特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	②4 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			
特別控除額の残額（2,500万円-②4）	②5 〇〇 25000000			
特別控除額（②3の金額と②5の金額のいずれか低い金額）	②6 〇〇 25000000			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-②4-②6）	②7 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			
②6の控除後の課税価格（②3-②6）【1,000円未満切捨て】	②8 〇〇 24000000			
②8に対する税額（②8×20%）	②9 〇〇 4800000			
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	③0 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			
差引税額（②9-③0）	③1 〇〇 〇〇 4800000			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）			
	署	平成	年分	
	署	平成	年分	
	署	平成	年分	
	署	平成	年分	

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇	届出番号	〇〇〇〇〇〇	-	〇〇〇〇〇〇
	財産細目コード	〇〇〇〇〇〇〇〇	確認					

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令元.10)

事例 4

相続時精算課税選択届出書

(令和元年分用)

令和 2 年 2 月 27 日

板橋 税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒XXXX-XXXX 電話(XXX - XXX - XXXX) 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平 61 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 10 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
 (注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。
 - ・ 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
 - ・ 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。
- 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号	
※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿

※欄には記入しないでください。

(資5-4-2-A4統一)(令元.10)

令和元年(平成31年)中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

令和元年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和34年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

- (注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和34年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(47ページ又は49ページ参照)を使用してください。
- 2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79ページ参照)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(94ページ参照)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」(61ページ参照)又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載)を併せて使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(69ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の1から4までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添付書類	
1	<p>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類</p> <p>① 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>② 受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること</p> <p>(注) 1 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(79ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。</p> <p>2 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(94ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「①の内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。</p>
2	<p>受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)</p> <p>(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、2の書類を提出する必要はありません。</p>
3	<p>贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類</p> <p>(注) 1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。</p> <p>2 上記1の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3の書類を提出する必要はありません。</p>
4	<p>贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)</p> <p>(注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(69ページ参照)の適用を受ける場合には、「贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。</p> <p>2 上記3の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が60歳に達した時以後(「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4の書類を提出する必要はありません。</p>

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。